

奈良市公報

第 3 7 4 号

(平成31年2月後半分)

平成31年3月18日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
制作 株式会社 春日

目次

規 則

- 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 3

告 示

- 住居番号の変更…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 3
- 差押調書の公示送達…………… 4
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 差押調書の公示送達…………… 4
- 奈良市議会定例会の招集…………… 4
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 4
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 5
- 督促状の公示送達…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止…………… 6
- 奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 6
- 差押調書等の公示送達…………… 6
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了…………… 7
- 差押調書の公示送達…………… 7

公 営 企 業

- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定…………… 8
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 8

教 育 委 員 会

- 奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則… 8

農 業 委 員 会

- 農業委員会総会の招集…………… 14

議 会

- 議会改革推進特別委員会の委員の選任…………… 15
- 議会改革推進特別委員会の委員長及び副委員長の当選…………… 15

規 則

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

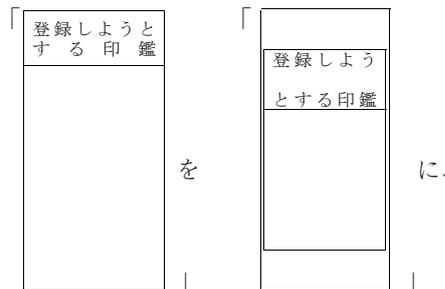
奈良市規則第5号

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和55年奈良市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第5号中「第5条第6項」の次に「及び第7項」を加え、同条第11号中「印鑑登録証明書交付申請書（別記第9号様式）」を「市長が別に定める様式」に改める。

別記第1号様式中



住所 奈良市	番地 番号
-----------	----------

を

住所 奈良市	電話 () -
-----------	----------

に、

フリガナ		男・女
氏名		

を

フリガナ	
氏名	

に改める。

別記第3号様式中「男・女」を削る。

別記第4号様式中

奈良市	番地 番号
-----	----------

を

奈良市	電話 () -
-----	----------

に改め、「男・女」を削る。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式 削除

別記第7号様式中

奈良市	番地 番号
-----	----------

を

奈良市	電話 () -
-----	----------

に改め、「男・女」を削り、

<input type="checkbox"/> 紛失	<input type="checkbox"/> 盗難	<input type="checkbox"/> 登録番号の確認ができない
<input type="checkbox"/> 汚染・き損	<input type="checkbox"/> 使用廃止	<input type="checkbox"/> その他 ()

を

<input type="checkbox"/> 紛失	<input type="checkbox"/> 盗難	<input type="checkbox"/> 汚損・毀損
<input type="checkbox"/> 使用廃止	<input type="checkbox"/> 改印	<input type="checkbox"/> その他 ()

に改める。

別記第8号様式中

生年月日	年 月 日	性別	
------	-------	----	--

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式 削除

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成31年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の奈良市の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（以下

「旧規則」という。)の規定に基づきされている申請は、この規則による改正後の奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の相当規定に基づいてされたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成31年 2月28日揭示済)

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年 2月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第6号

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(平成30年奈良市条例第57号)の施行期日は、平成31年 3月3日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成31年 2月28日揭示済)

告 示

奈良市告示第74号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条第3項第3号の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成31年 2月18日

奈良市長 仲川元庸

1 変更する建造物の表示

	変更した建造物の表示
変更前	菅原東二丁目 9番9-室番号
変更後	菅原東二丁目 9番8-室番号

	変更した建造物の表示
変更前	菅原東二丁目 14番9-室番号
変更後	菅原東二丁目 14番8-室番号

(平成31年 2月18日揭示済)

奈良市告示第75号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年 2月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成31年 2月18日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成31年 2月18日揭示済)

奈良市告示第76号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年 2月18日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
上田 陽子		あんま	平成31年2月1日
鍼灸マッサージ ひかり治療室	奈良県奈良市千代ヶ丘一丁目9番29号		
上田 陽子		はり・きゅう	平成31年2月1日
鍼灸マッサージ ひかり治療室	奈良県奈良市千代ヶ丘一丁目9番29号		

(平成31年2月18日揭示済)

奈良市告示第77号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成31年2月18日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 送達を受けるべき者
省略

(平成31年2月18日揭示済)

奈良市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により奈保町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年2月19日

奈良市長 仲川元庸

- 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	山下 恭 奈良市奈保町11番16号	小林 幸司 奈良市奈保町11番24号

- 変更の年月日
平成31年2月3日

(平成31年2月19日揭示済)

奈良市告示第79号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年2月19日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成31年2月19日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成31年2月19日揭示済)

奈良市告示第80号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成31年2月20日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 送達を受けるべき者
省略

(平成31年2月20日揭示済)

奈良市告示第81号

平成31年2月28日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成31年2月21日

奈良市長 仲川元庸

(平成31年2月21日揭示済)

奈良市告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成31年2月21日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
支援センターこすもす	奈良県奈良市菅野台16番3-7号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成31年3月1日
合同会社雅こすもす会	奈良県奈良市菅野台16番3-7号		
合同会社 DAYS	奈良県奈良市疋田町三丁目2番地の17 ハイッ金澤202号	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	平成31年3月1日
合同会社 DAYS	奈良県奈良市疋田町三丁目2番地の17 ハイッ金澤202号		

(平成31年2月21日揭示済)

奈良市告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年2月21日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
中山 實男	奈良県奈良市都祁白石町1178番地	柔道整復	平成31年1月1日
リアル鍼灸接骨院 都祁			
中山 實男	奈良県奈良市都祁白石町1178番地	はり・きゅう	平成31年1月1日
リアル鍼灸接骨院 都祁			
高落 明美	奈良県奈良市都祁白石町1178番地	あんま	平成31年1月1日
リアル鍼灸接骨院 都祁			
西口 規允	奈良県奈良市都祁白石町1178番地	柔道整復	平成31年1月1日
リアル鍼灸接骨院 都祁			

(平成31年2月21日揭示済)

奈良市告示第84号

平成30年度固定資産税3期及び市県民税（普通徴収）4期の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭

和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成31年2月21日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成30年度固定資産税	3期	平成30年12月20日	平成30年11月30日
平成30年度市県民税（普通徴収）	4期	平成31年2月13日	平成31年1月31日

2 送達を受けるべき者

省略

(平成31年2月21日揭示済)

奈良市告示第85号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年2月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成31年2月21日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈

【夜間対応型訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2990100188	奈良市東九条町 640-1	夜間対応型訪問 介護・青い鳥	奈良市西木辻町 91-4	特定非営利活動 法人アメニティ ー・ライフサポ ート・アシスト	1150005003536	平成31年 3月1日

(平成31年2月22日揭示済)

奈良市告示第87号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年2月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表一時預かり事業補助金の項中「基準額」を「幼稚園型Ⅰの基準額（就労支援型施設加算を除く。）」に改め、同表病児・病後児保育事業費補助金の項中「相当する額」の次に「基本分のうち改善分を除く。」を加え、同表保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金の項中「平成29年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成29年8月3日厚生労働省発子0803第2号厚生労働事務次官通知）」を「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号厚生労働省事務次官通知）」に改め、同表都市部における保育所等への賃借料支援事業費補助金の項中「平成29年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」を「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に、「算出された額」を「算出された国の交付額と同額」に改める。

別表の付表1中「3,390,000」を「3,490,000」に、「4,767,000」を「4,792,000」に、「3,670,000」を「3,695,000」に改める。

別表の付表2中「18,100」を「18,300」に、「36,100」を「36,600」に、「54,200」を「54,900」に、「20,300」を「20,400」に、「30,500」を「30,600」に改める。

別表の付表3中「1,650,000」を「1,680,000」に、

良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成31年2月21日揭示済)

奈良市告示第86号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者より廃止の届出がありましたので、第78条の11第2号の規定により公示します。

平成31年2月22日

奈良市長 仲川元庸

「2,970,000」を「3,020,000」に、「4,290,000」を「4,370,000」に、「5,610,000」を「5,710,000」に、「6,930,000」を「7,060,000」に、「8,250,000」を「8,400,000」に、「9,570,000」を「9,740,000」に改める。

附 則

この告示は、平成31年2月25日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成30年度予算に係る補助金から適用する。

(平成31年2月25日揭示済)

奈良市告示第88号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第86条の規定に基づく参加差押通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成31年2月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）及び参加差押通知書 各1通
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成31年2月25日揭示済)

奈良市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により押上町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告

示します。

平成31年 2月25日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

1 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	有山 行基 奈良市押上町29番地の1	奥中 貴雄 奈良市押上町11番地

変更の年月日 平成30年 1月28日

2 回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	奥中 貴雄 奈良市押上町11番地	今西 裕弘 奈良市押上町34番地の1

変更の年月日 平成31年 1月20日

(平成31年 2月25日 揭示済)

奈良市告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年 2月25日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年 6月21日 奈良市指令整開 第18A-9号

平成30年 8月 1日 奈良市指令整開

第18A-9-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成31年 2月25日 第1672号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市五条畑一丁目601番2、601番4及び602番1（2工区）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市五条畑二丁目1番6号

澤田 敏子

橿原市葛本町338番地の6

株式会社エターナル住宅流通

代表取締役 田中 昭治

(平成31年 2月25日 揭示済)

奈良市告示第91号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年 2月25日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成31年 2月25日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成31年 2月25日 揭示済)

奈良市告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年 2月26日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成29年12月18日 奈良市指令整開 第17A-39号

平成30年 4月12日 奈良市指令整開

第17A-39-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成31年 2月26日 第1673号

公共施設 平成31年 2月26日 第816号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市百楽園一丁目3062番1、3063番1及び4856番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目1番93号梅田スカイビルガーデンシックス4階

積水ハウス株式会社 西日本特建支店

支店長 西川 雅則

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役 橋 正喜

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市百楽園一丁目3063番1の一部

(2) 公園

奈良市百楽園一丁目3063番1の一部

(3) 調整池

奈良市百楽園一丁目3062番1の一部

(4) 防火水槽

奈良市百楽園一丁目3062番1の一部

(平成31年 2月26日 揭示済)

奈良市告示第93号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成31年2月28日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成31年2月28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第3号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成31年2月19日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社マキ水道設備	代表取締役 鳴原 まき	大阪府枚方市茄子作一丁目2-22	平成31年2月5日

(平成31年2月19日揭示済)

止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成31年2月26日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局告示第4号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の廃

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
有限会社関西工業	代表取締役 出羽 秀典	大阪府枚方市村野東町75-15	平成31年2月25日

(平成31年2月26日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月28日

奈良市教育委員会
教育長 中室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第4号

奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市公民館条例施行規則（昭和39年奈良市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第1号様式」を「第1号様式の2」に改め、同条第2項中「第2号様式」を「第2号様式の2」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第5条関係)

No.

奈良市公民館使用承認申請書

(宛先) 指定管理者

次のとおり施設を使用したいので申請します。

太枠の中のみご記入ください。

使用施設				申請年月日	年	月	日
申請者				団体名			
住所				電話番号			
使用目的							
使用日	使用時間区分			使用室	使用予定人数	使用料	
	午前 9:00-12:00	午後 13:00-17:00	夜間 18:00-21:00				
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
使用備品				附属設備	円		
条件 使用時間1時間延長・単発申請 期間前申請 その他()				承認番号 第 号	合計(納付額) 円		

記入上の注意

1. 団体名は登録している正式名称を記入してください。
2. □のところは、該当するものに✓印を付けてください。
3. 修正部分は＝線で消してください。

使用承認印

領収印

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。
第1号様式の2（第6条、第7条関係）

No.

奈良市公民館使用変更承認申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者

申請者 団体名 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

次のとおり施設の変更使用承認を受けたいので申請します。

太枠の中のみご記入ください。

使 用 施 設	
変 更 内 容 (変更する箇所のみ ご記入ください。)	<input type="checkbox"/> 使用日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 使用時間区分 <input type="checkbox"/> 午前 9:00-12:00 <input type="checkbox"/> 午後 13:00-17:00 <input type="checkbox"/> 夜間 18:00-21:00
	<input type="checkbox"/> 使用室 ()
変 更 理 由	

注意事項

- 1 のところは、該当するものに✓印を付けてください。
- 2 使用承認書を添付してください。
- 3 変更後の使用料が納入済の使用料を下回るときは、その差額は還付しません。

変更前使用料	円	変 更 前 使用承認年月日及び承認番号
使用料(変更後)	円	年 月 日
差 額	円	第 号

承認番号 第 号

使用承認印

領 収 印

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条、第7条、第9条、第11条関係)

No.

奈良市公民館使用承認書

次のとおり施設の使用を承認します。

指定管理者

使用施設				申請年月日	年	月	日
申請者				団体名			
住所				電話番号			
使用目的							
使用日	使用時間区分			使用室	使用予定人数	使用料	
	午前 9:00-12:00	午後 13:00-17:00	夜間 18:00-21:00				
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		人	円	
使用備品				附属設備			円
条件	使用時間1時間延長・単発申請 期間前申請 その他()			承認番号 第	号	合計(納付額)	円

使用心得

- 1 使用当日は、必ずこの承認書を係員に提示してください。
- 2 使用準備は、使用承認時間中に行ってください。
- 3 設備を使用又は移動させるときは、係員の指示を受けてください。
- 4 物品の販売等をするとき、館長の承認を受けてください。
- 5 本館の入口及び館内における入場者の整理、自転車及び自動車等の整理は、使用者側において行ってください。
- 6 使用後は、確実に清掃、整頓し、原状に復して係員に引き継いでください。
- 7 建物、設備等を破損したときは、使用者側において、実費弁償していただくこととなりますので注意してください。

使用承認印

領収印

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。
第2号様式の2（第6条、第7条、第9条、第11条関係）

No.

奈良市公民館使用変更承認書

年 月 日

申請者 団体名 _____

氏 名 _____ 様

電話番号 _____

次のとおり施設の変更使用を承認します。

使用施設	
変更内容 (変更後)	<input type="checkbox"/> 使用日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 使用時間区分 <input type="checkbox"/> 午前 9:00-12:00 <input type="checkbox"/> 午後 13:00-17:00 <input type="checkbox"/> 夜間 18:00-21:00
	<input type="checkbox"/> 使用室 ()
変更理由	

変更前使用料	円	変更前 使用承認年月日及び承認番号
使用料(変更後)	円	年 月 日
差 額	円	第 号

承認番号 第 号

使用心得

- 1 使用当日は、必ずこの承認書を係員に提示してください。
- 2 使用準備は、使用承認時間中に行ってください。
- 3 設備を使用又は移動させるときは、係員の指示を受けてください。
- 4 物品の販売等をするとき、館長の承認を受けてください。
- 5 本館の入口及び館内における入場者の整理、自転車及び自動車等の整理は、使用者側において行ってください。
- 6 使用後は、確実に清掃、整頓し、原状に復して係員に引き継いでください。
- 7 建物、設備等を破損したときは、使用者側において、実費弁償していただくこととなりますので注意してください。

使用承認印

領収印

別記第5号様式及び別記第6号様式を次のように改める。
第5号様式(第11条関係)

奈良市公民館使用料還付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 団体名

氏 名 ㊟

住 所

電話番号 ()

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用施設			
使用承認年月日 及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号		
使用料納付年月日	年 月 日	還付申請額	円
納付済額	円		
還付申請内容	使用日	使用時間区分	
	年 月 日	午前 9:00-12:00	午後 13:00-17:00 夜間 18:00-21:00
還付申請の理由	<input type="checkbox"/> 気象警報発令に伴い、使用を中止したため。 <input type="checkbox"/> 選挙投票の事務により、使用できなくなったため。 <input type="checkbox"/> 使用室の空調機故障により、使用できなかったため。 <input type="checkbox"/> その他 ()		

注意事項：使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

《受取方法》 いずれかの番号に○をつけてください。

- 口座振込による受取 ※下の還付金振込先にご記入ください
- 現金による受取

<還付金振込先>

銀行コード		支店番号 (ゆうちょ銀行の場合は店番)	
金融機関名	銀行 農協・信金 信組・労金	支店名	本店 支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号 (右詰で記入)	
フリガナ 口座名義			

第6号様式 (第11条関係)

奈良市公民館使用料還付決定通知書

年 月 日

申請者 団体名

氏 名 様

住 所

電話番号 ()

使 用 施 設			
使用承認年月日 及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号		
使用料納付年月日	年 月 日	還付申請額	円
納 付 済 額	円	還付決定額	円
	使用日	使用時間区分	使用室
還付申請内容	年 月 日		
還付申請の理由			
還付の内訳 <input type="checkbox"/> 奈良市公民館条例第8条の4本文の規定を適用し、還付しません。 <input type="checkbox"/> 奈良市公民館条例第8条の4ただし書の規定を適用し、使用料 円を還付します。			

奈良市公民館使用料の還付については、上記のとおり決定しました。

奈良市長 印

通知第 号

年 月 日

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(平成31年2月28日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第2号

奈良市農業委員会平成31年2月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規

則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

平成31年2月7日

奈良市農業委員長

巽 一 孝

- 1 日時
平成31年2月14日(木) 午前9時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

東久保 耕也

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 事業計画変更申請について
- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（1月専決処理分）
- (6) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (7) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (8) 知事許可について（1月許可分）

・農政に関する事務関係

- (1) 農地法第3条第2項第5号に基づく別段面積の設定について
 - (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について
 - (3) 平成31年遊休農地解消活動について
 - (4) なら農業委員会だより第67号について
 - (5) 農地利用状況調査及び農地利用意向調査について
 - (6) 農業に関するアンケート調査について
- (平成31年 2月7日揭示済)

委員長 宮池 明
副委員長 太田 晃司

(平成31年 2月28日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第1号

本日の議会定例会において、次のとおり議会改革推進特別委員会の委員を選任しました。

平成31年 2月28日

奈良市議会議長
東久保 耕也

松 下 幸 治	白 川 健太郎
太 田 晃 司	横 井 雄 一
宮 池 明	大 西 淳 文
八 尾 俊 宏	内 藤 智 司
九 里 雄 二	鍵 田 美智子
井 上 昌 弘	中 西 吉日出

(平成31年 2月28日揭示済)

奈良市議会告示第2号

本日、次の者が議会改革推進特別委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成31年 2月28日

奈良市議会議長